

CALE 叢書発刊に際して

名古屋大学共同利用施設「法政国際教育協力研究センター」は、文部科学省令にもとづき 2002 年 4 月 1 日に発足した。その前身である名古屋大学大学院法学研究科アジア法政情報交流センターが、中部地域を中心とした経済界および法学部同窓生からの基金にもとづき、部局内措置として創設されたのは 2000 年 4 月のことであった。当初、アジア法政情報交流センターが設立されたとき、その英文表記を“Center for Asian Legal Exchange”(略称：CALE)としたが、法政国際教育協力研究センターと名称変更した後も英文表記としては“CALE”を維持することにした。今後、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)は、日本の法政分野における国際教育協力研究のナショナルセンターとしての役割を果たすことになる。

CALE は、アジア諸国をはじめとする途上国および体制移行国の法律および政治分野の情報を集積、発信することを基本的な任務としている。また、CALE は、近年日本政府が開始した「法整備支援」の学術面での貢献という責務を負うとともに、とりわけ法学教育支援すなわちアジア諸国からの留学生、研修生の受け入れを大学院法学研究科をはじめとする名古屋大学内外の機関と協力、連携しつつ行なっていくことをめざしている。

CALE 叢書は、CALE が行なう様々な活動のなかで生み出された学術情報を広く世界に発信していくことを目的として発刊されるものである。ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスなどの体制移行国ならびに中国、台湾、韓国など我が国と深く関係するアジア諸国の法律および政治に関わる情報の交換、学術交流は 21 世紀を迎えた現在、一層の重要性を増している。

CALE は、これまで“CALE ニュースレター”を刊行し、また、今春より“CALE updates”(英文の月間ニュースレター)を創刊してきたが、さらに今後、“CALE 年報”(英文学術誌)の刊行も予定している。

したがって、“CALE 叢書”は“CALE 年報”とともに法政国際教育協力研究センターの学術情報発信の要となる。

日本のアジア諸国をはじめとする途上国および体制移行国に対する研究とりわけアジア諸国の法政研究の学問的発展に寄与することをめざし、ここに CALE 叢書を発行する。

2002 年 4 月

名古屋大学法政国際教育協力研究センター